

市第9号議案

横浜市公園条例の一部改正

横浜市公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成26年5月16日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市公園条例の一部を改正する条例

横浜市公園条例（昭和33年3月横浜市条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第2の2中

長浜公園	を
長浜公園	に改める。
海の公園	

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例による改正後の横浜市公園条例の規定に基づく海の公園に係る指定管理者の指定等に関し必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

提 案 理 由

海の公園について指定管理者に管理を行わせるため、横浜市公園条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市公園条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

別表第2の2（第16条第1項、第28条の2第1項及び第5項）

名 称	位 置
(省 略)	
(省 略)	横浜市金沢区
長浜公園	
<u>海の公園</u>	
(省 略)	
(省 略)	